

# 国際看護研究会 NEWSLETTER

No.74



2014.7.15 発行

本号の内容は以下のとおりです。

I. 第76回運営委員会報告	_____	p. 1
II. 第73回国際看護研究会講演会報告	_____	p. 2
III. 第74回国際看護研究会講演会のお知らせ	_____	p. 5
IV. 国際看護研究会第17回学術集会のお知らせ	_____	p. 5
V. 皆様へのお願い・お知らせ（事務局より）	_____	p. 6

※本文に記載されている振込先やメールアドレスについては、現在は使われておりませんのでご注意ください。

## I. 第76回運営委員会報告

国際看護研究会第76回運営委員会は2014年6月14日（土）にJICA地球ひろばで開催された。第17回学術集会準備状況について報告され、当日の運営委員の役割について意見交換した。過去2回の講演会謝金支払いに不手際があり、再発防止策について議論された。また2013年度決算案、2014年度予算案、来年度学術集会会長、今後の講演会等について討議が行われた。

## II. 第73回国際看護研究会講演会報告

第73回の講演会は2014年6月14日（土）に国際協力機構研究所（JICA 市ヶ谷研究所）にて開催されました。講師の黒岩美幸氏（東京医科大学医学部看護学科）より「オーストラリアビクトリア州の性犯罪について」をテーマにご講演いただきました。

### 講演抄録

テーマ：「オーストラリアビクトリア州の性犯罪について」

黒岩美幸氏（東京医科大学医学部看護学科）

2008年からオーストラリアに約5年留学し、メルボルン大学大学院教育学部でDiploma in English as an International Languageを修了し、その後同大学院医・歯・健康科学部 Master of Women's Healthを修了した。その際に私自身が学んだオーストラリアビクトリア州の性犯罪について報告する。



### 1. 性的暴行（世界の動向）

性的暴行は世界的にも重要視されている犯罪の一つである。US department of Justiceによれば女性へのレイプは6分間に1件という割合で起きているという。性的暴行は非常にプライベートな問題である。また多くの加害者は友人、家族である。そして被害者は警察に届けられないため、法的サポートが受けられない現状がある。

### 2. オーストラリアビクトリア州の性的暴行について

Victoria Legal Aid Lawyers and Legal Services (2007)によると性的暴行とは、あなたの権利を脅かすもの、女性と子供が主に被害者になることが多く、男子が加害者であることが多いという。また、性的暴行は全ての望まない性的行動を含む。例えば、屈辱、痛み、恐怖、脅迫などを含み、強姦、近親相姦、児童虐待、無理強いしたキスやタッチングなどがあがる。また、ポルノやマスターベーションを無理やり見させるなどの被害者の身体に直接的に触れない行動も性的暴行に含まれる。

### 3. オーストラリアビクトリア州の性的暴行の実際

オーストラリアビクトリア州では生涯を通じて10人に1人の女性は性的暴行の被害経験があるという。オーストラリアの中で最も女性への性的暴行被害が多いのはビクトリア州であり、オーストラリア全体の女性の性的暴行被害率は1.6%であるのに対し、ビクトリア州は2.1%に及ぶ。また被害女性のうち、10歳～19歳の若年の被害女性が最も多い。

#### 4. 性的暴行に関連する施設 CASA House (Centre for Against Sexual Assault House)

この施設は政府の資金で運営されている施設であり、性的暴行を受けたばかりの緊急事態から長期にわたるカウンセリングまで受け入れており、24 時間体制で被害者を無料でサポートしている。この CASA House では被害者を victim と呼ぶのではなく survivor と呼んでいる。

カーサハウスでは性的暴行を以下のように定義している。

- ・ 犯罪である
- ・ victim / survivor は決して非難される必要はない
- ・ victim / survivor は多くの場合女性と子供であるが、男性の場合もまれにある
- ・ 家庭の中で被害が起こることが多い
- ・ 加害者は見知らぬ人ではなく多くは家族や友人であることが多い
- ・ 犯罪者は信頼や権威を乱用する男性が多い

#### 5. 性的暴行を受けたときの緊急時のメディカルケア

まず生命を脅かす傷害をおっていないかの確認をする。その後、法医学的証拠を収集する。そして、必要時は緊急経口避妊薬の内服、STIs の検査・治療、B 型肝炎のワクチン接種を受けさせる。そして安全であることの意識づけがまず重要になってくる。

#### 6. なぜ 10~30%の被害者しか警察に届けないのか

性的暴行は表ざたにされないケースが多い。被害者が警察に届けない理由が存在し、それは信じてもらえないかもしれないという恐怖、警察へ届けることで開始されるその後の長い法的経過への恐怖、自分の家族からの反感への恐怖、性的罪を犯した男性への恐怖、自分が悪かったという思い込みなどがあがる。

また、性的犯罪に関してはいまだに迷信が存在し、それは被害者を非難し、加害者を庇う迷信が多いため、被害者が警察や社会に助けを求めにくいという現状がある。

他に、法的フィルターがあることも被害者が警察に届けない理由のひとつである。性的暴行の 10~30%が警察へ届けられ、そして、その 1/3 以下の加害者がレイプ犯罪者として逮捕され裁判所で判決をうける。その半分以下のケースで有罪となる。つまり、性的暴行は有罪となる率が非常に低い。また、事件を裁判に持ち込めたとしても、被害者は一人の証言者として加害者の前で証言をしなくてはならないという厳しいシチュエーションが待っている。

#### 7. 警察に届けた後のプロセス

まず警察に被害を届けると決定すると出会うのが Sexual offence & Child abuse unit (SOCAU) である。SOCAU の警察官は性的暴行・犯罪についてトレーニングを受けており、私服で被害者と向かい合う。そして捜査開始の依頼が被害者から出ると、必要時は、緊急の

身体的・精神的ケアのサポートを受けさせる、近隣の CASA House を紹介する、地元の GP を受診するというサポートを行う。そして、報告書を作成し、地元の刑事に捜査を依頼することとなる。

警察の捜査が開始すると同時に、被害者への身体的・心理的・社会的サポートが開始される。政府のカウンセラーとの面談が決定し無料でカウンセリングを受けることができる。担当の弁護士が決定し被害によって生じた医療費や交通費などを請求するための法的申請を行うなどである。CASA House ともコンタクトをとり、続けてカウンセリングを受けることができる。また希望すれば、法廷に CASA House からの担当カウンセラーが付き添ってくれる。

#### 8. 警察に届けられないあとのプロセス

警察へ届けないと SOCAU は被害者に関与できない。しかし、CASA House からはサポートを得ることができる。また、加害者が知人であれば Intervention Order を受けることができる。これは加害者が被害者の一定の距離に近づかない、本人や家族に関わらないといったオーダーを得ることであり、加害者がルールを破ることは犯罪行為となる。利点としては警察に届けなくとも安全性が守られるが、しかし、オーダーを得るために裁判所の判決を得なくてはならず、法廷で加害者と対面する必要がある。

他に、Equal Opportunity Commission Victoria にコンタクトを取ることができる。しかし、この機関は性的暴行についての問題を取り扱う機関ではあるが、ジャッジメントは下せない。

まとめ

オーストラリアビクトリア州は性的暴行被害は多いが、被害者をサポートするシステムが整備されていると考えられる。

最後に

今回国際看護研究会講演会にお招きいただき、皆様の前で講演をさせていただく機会をいただき心から感謝申し上げます。



Queen Victoria Women's Center の建物 3F が CASA House



### Ⅲ. 第74回国際看護研究会講演会のお知らせ

日 時：2014年12月13日（土）13：00～15：00（12：45～受付開始）

会 場：国際協力機構研究所（JICA 市ヶ谷研究所）201AB号室

（所在地：東京都新宿区市谷本村町10-5）

参加費：本会会員無料・非会員500円

テーマ・講師：未定

### Ⅳ. 国際看護研究会第17回学術集会のお知らせ

学術集会会長：磯邊厚子 氏（聖泉大学）

テーマ：国際化時代の看護のパースペクティブ ～主体性・社会性・公共性～

日程：2014年9月27日（土）10：00～17：00

会場：JR 京都駅前「キャンパスプラザ京都4階」

（京都府京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939）

演題募集期間：7月30日（木）まで

第17回 国際看護研究会学術集会ホームページ：<http://jsin2014.web.fc2.com/>

第17回 国際看護研究会学術集会問い合わせ先：e-mail：[kokusaikango2014@gmail.com](mailto:kokusaikango2014@gmail.com)

### Ⅴ. 皆様へのお願い・お知らせ（事務局より）

いつも本研究会の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

1. 今年度は運営委員選挙がありますので、12月末までに2013年度及び2014年度の会費

を納入してください。納入年度は封筒の宛名の右下に会員番号とともに記載されています。また、事務整理の都合上、振込用紙に会員番号もご記入をお願いします。

**年会費振込先：国際看護研究会 ゆうちょ口座番号00150-6-121478**

2. 国内外に転居された方もいらっしゃるかと思います。最近転居先不明で戻ってくる場合が多くなっています。

転居された方は研究会事務局 E-mail(kokusaikango@iris.ocn.ne.jp)あてに新住所をご連絡下さい。尚、海外にも NEWSLETTER をお送りしています。

3. NEWSLETTER の「海外情報」に掲載する記事を募集しております。会員の皆様の活動報告、活動国の様子、医療事情、あるいは旅行記など海外に関する情報をお待ちしております。
4. 会員の皆様からのご意見を反映して研究会の活動の更なる改善を図りたいと思います。講演会のテーマ、NEWSLETTER についてなど、本研究会へのご意見をお聞かせ下さい。
5. 過去の学術集会抄録の残部があります。購入を希望される方は宛先を書いた A4 サイズの封筒と抄録代金 500 円及び郵送料 82 円の合計 582 円分の切手（100 円以下の小額が望ましい）を国際看護研究会事務局にお送りください。その際何年の第何回の学術集会抄録を希望されるのか明記してください。

---

※個人名で書かれた原稿内容は研究会の意見を反映するものではありません。また、ニュースレターの記事に関して無断転載を禁じます。皆様のご理解をお願いいたします

# JSIN Newsletter